

一般社団法人日本国際看護学会 国際活動委員会 規程

第 1 条 (名称) 一般社団法人日本国際看護学会 (以下、本法人という) は、定款 42 条ならびに定款施行細則第 4 条にもとづき、理事会のもとに国際活動委員会 (以下、委員会という) を置く。

第 2 条 (目的)

委員会は、本法人定款施行細則第 4 条の目的を達成するために、国際活動の一環として、本法人会員が国際性をさらに養うために、国外の歴史、文化背景、医療・看護・福祉の現状と課題について理解することを推進すること。また、本法人会員が海外での知見を得たうえで、日本における看護実践や国際看護教育、看護上の研究課題や国際協力活動等に活用することを支援することを目的とする。

第 3 条 (活動)

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 国際看護を担う教育者、研究者のスタディツアーの企画と運営
- (2) 国際看護に関するイベントや交流会の企画と運営
- (3) 独立行政法人国際協力機構やボランティア団体との連携
- (4) 諸国の国際看護学会や研究者との連携。
- (5) その他、理事会または委員会が必要と認めた活動

第 4 条 (構成)

委員会は、委員長 1 名を含む計 5 名程度で構成する。委員長には、理事を充てる。委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、再任は妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条 (会議)

委員長は委員会を招集し、その議長をつとめるとともに、委員会事務を統括する。委員会は、委員の過半数以上の出席 (委任状による出席を含む) をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

第 6 条 (会計)

委員会の決算は、毎年理事会に報告し、承認を受ける。

第 7 条 (規程の変更)

本規程の改廃は、理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

第 8 条 (その他)

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の

承認を得て定める。

附 則

この規程は、2023年4月3日から施行する。